

青い旅

「ほめて育てる」

～子どものよさに気づく～

子ども・若者支援センターは、相談・支援を行う総合相談窓口として、子どもや30歳代までの若者、その家族からのさまざまな悩みについて相談に応じています。

相談内容はひきこもりや不登校に関する相談を始め、進路や就労に関する悩みなどさまざまです。最近では、心に悩みを抱えた心理的な課題に関する相談や、親子の関わりを含め、対人コミュニケーションが苦手やうまく人と関われない子ども・若者に関する相談が増えています。それらの事案に共通して言えることは、自分に自信が持てなかったり、自分の価値を認められず、自分の良さを生かせないなど自己肯定感に課題を抱えた相談者が多いように感じます。

そんな中、最近、「ほめて育てる」という言葉をよく耳にします。確かに、ほめることが、子どもの自己肯定感を高め、子どもを伸ばすことにつながりますし、「ほめる」「叱る」は、子どものしつけや教育

の基本とも言われています。しかし、易しそうで難しいのがほめ方です。とりわけ、日本人は「ほめたり」「ほめられたい」ということに慣れていない人が多く、ほめ方によっては、嫌味になったり見え透いたお世辞やおだてになったりします。

「ほめる」って？

具体的には、まず一人ひとりの子どもの良さに気づくことが大切です。そして、「ほめるコツ」は、まず自分が相手(子ども)の「いいな」とか「好ましい」と感じていることに気づくことからです。もちろん「いいな」と思っても伝えなければ「ほめた言動」とはなりません。

大人になるにつれ、その伝え方は難しくなると言われており、親や大人の立場で、「ほめる」ことができるようになるには、子どものできない面や短所ばかりを見たり、探すのではなく、よいところを見つけてよう意識することです。

す。人の短所と長所は表裏一体であり、短所も見方を変えれば長所になり得るとする見方が必要です。また、無理にほめようとせず、自分がうれしいと思ったことを、素直に、より具体的に伝え、子どもと同じ目線になることです。また子どもが課題に直面した時は、その結果ではなく、その過程や努力をほめてやることで、そういうほめ方をされて育った子どもは、より困難な課題を乗り越えられる可能性が高いと言われています。

「ほめる」「叱る」のバランス

ほめてばかりいればよいというものでなく、「ほめる」と「叱る」ことのバランスも重要です。

元メジャーリーガーの松井選手の父親は、幼い頃の松井選手をほめて育てることで、その才能を伸ばしたそうです。そして、松井選手の父親は、父親として最も大切にしていたことは、叱る前にほめ

るということに心がけ、8割ほめて2割叱るようにしていたそうです。

当センターとしても、相談に来られた家族には、本人の生きる力や育つ力を信じながら、まずは本人のできるころ、よいところや強みを活かした関わりをしてみましようかと伝えていきます。

「やってみせ、言ってみせて、させてみせ、ほめてやらねば人は動かじ」という名言もあります。まずは大人が手本を示すことも必要ではないでしょうか。

出雲市子ども・若者支援センター

電話 0120-84-7867

チャホーナヤムナ

相談時間 月～金曜日 8時30分～17時
土曜日は事前予約による
面接相談のみ

市担当課 青少年育成室 ☎21-6297

12月3日～9日は 障がい者週間です

○障がい者週間とは

「障がい者週間」とは、平成16年6月の障がい者基本法の改正により、国民の間に広く障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化、そのほかあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障がい者の日」(12月9日)に代わるものとして設定されました。

市では、障がいに対する差別や偏見のない社会を目指して「出雲市福祉のまちづくり条例」を制定し、すべての市民が平等で、真に豊かな社会の実現を目指しています。

この障がい者週間を機会に、誰もが充実した暮らしが出来る地域づくりについて一緒に考えていきたいと思います。

○外見からはわからない障がいもあります

障がいのある方は、日常生活の中での生活のしづらさを抱えています。見た目には障がい分かりにくく、周囲の人から障がいの理解が得にくい方もあります。

身体内部に障がいがある方

(心臓機能障がい、腎臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこうまたは直腸機能障がい、小腸機能障がい、肝臓機能障がい等)、聴覚に障がいのある方、知的障がいのある方などです。

地域のみなさんも、障がいについて正しく理解していただき、障がいの特性をふまえ、障がいのある方へのちょっとした配慮や、お手伝いをいただくことで障がいのある方の不安やストレスの軽減につながり、暮らしやすくなります。

○障がい者の相談窓口

障がいのある方は、日常生活の中でいろいろな困りごとや不安を抱かれることがあると思いますが、そのような方の支援を相談支援事業所が行います。

相談支援事業所は、必要に応じていろいろな機関と連携を取り、支援を行います。

そしてその方に必要な、さまざまな福祉サービスに結びつけることができます。

相談支援事業所の利用は、福祉推進課、各支所福祉担当課または相談支援事業所にご相談ください。

出雲市委託指定障がい者相談支援事業所

委託相談支援事業所	住所	電話番号
1 ハートピア出雲	武志町693-4	☎23-2720
2 ふあっと	武志町693-1	☎25-0130
3 さざなみ学園	神西沖町2534-2	☎43-2252
4 光風園	湖陵町大池240-1	☎43-2101
5 出雲サンホーム	神西沖町1315	☎43-7575
6 かのん(ふたば園)	今市町875-6 ユメッセしんまち1階	☎22-7101
7 プレーゲ	灘分町613 (出雲市立総合医療センター内 ひらた健康福祉センター1階)	☎62-2977
8 太陽の里	斐川町名島90	☎72-9125
9 そうゆう相談支援センター 斐川	斐川町学頭1625-27	☎72-7200

* 委託相談支援事業所は、県の指定相談支援事業所の中から市が委託した指定相談支援事業所です。

おたずね／福祉推進課 ☎21-6959